

答申第 643 号

平成 29 年 7 月 12 日

神奈川県公安委員会  
委員長 羽田 慎司 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長 金子 正史

行政文書公開請求拒否処分に関する審査請求について（答申）

平成 29 年 4 月 4 日付けで諮問された特定会議の会議録一部非公開の件（諮問第 721 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関が、特定会議の会議録を一部非公開としたことは、妥当である。

## 2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、平成28年9月20日付けで、神奈川県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に対して、特定事件に関する情報一切について、行政文書の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- (2) 本件請求に対し、公安委員会は、平成28年10月5日付けで本件請求に対する決定を延長する決定を行い、同年11月9日付けで、特定事件に関して、神奈川県公安委員会定例会議(以下「定例会」という。)における協議又は報告等の議事結果を記録した公安委員会会議録(平成28年7月27日、同年8月10日、同月24日及び同年9月7日定例会開催のもので、公安委員会会議録決裁を表紙に添付し保管しているもの)(以下「本件公安委員会会議録」と総称する。)及び定例会以外の協議結果について記録した文書(平成28年8月24日決裁のもの)(以下「本件協議結果」という。)並びに特定事件に関して、実施機関が行った活動の状況をホームページに掲載するために作成する公安委員会ホームページ掲載内容(平成28年7月27日、同年8月10日、同月24日及び同年9月7日定例会開催のもの並びに同年8月30日活動のもので、公安委員会ホームページ決裁を表紙に添付し保管しているもの)(以下「本件ホームページ掲載内容」と総称する。)(以下「本件行政文書」と総称する。)を特定の上、個人に関する情報であり、特定の個人が識別され得る情報又は個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとして、本件行政文書のうち本件公安委員会会議録に記載されている犯罪被害者等給付金支給裁定に係る事件発生場所(以下「本件非公開情報」という。)を非公開とする一部公開決定(以下「本件処分」という。)を行った。
- (3) 審査請求人は、平成29年2月8日付けで、公安委員会に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

### 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 条例第5条第1号該当性について

##### ア 条例第5条第1号本文該当性について

実施機関は、被害者等が識別されることにおそれを表明している。しかし、非公開情報に該当するか否かは、実施機関に主張立証責任がある（最三小判平成6年2月8日民集48巻2号255頁）が、弁明書では、あくまで一般論として被害者等の氏名が広く報道され得るという弁明に終始しており、本件では、本件非公開情報に係る事件につき、実際に、被害者等の氏名が広く報道されていることを何ら挙証していない。したがって、実施機関において、本件非公開情報に係る事件につき、実際に、被害者等の氏名が広く報道されていることを証明できなければ、同号に該当しないとして開示すべきである。

また、仮に新聞報道等において被害者の氏名が公になっていても、本件行政文書には被害者氏名や発生日までは記載されていないことから特定はできず、被害給付金支給を申請したことは判明しない。したがって、いずれの場合であっても、同号に該当しないとして公開すべきである。

##### イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

同号本文にたとえ該当したとしても、公開を定めた同号ただし書に該当する。

#### (2) 本件請求の対象となる文書の特定について

文書の検索が不十分であるか、又は、適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。

#### (3) その他

ア 公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。

イ 行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。

#### 4 実施機関の説明要旨

実施機関が作成した弁明書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おむね次のとおりである。

##### (1) 条例第5条第1号該当性について

###### ア 条例第5条第1号本文該当性について

本件非公開情報は、本件公安委員会会議録に記載された犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（以下「被害給付金支給法」という。）に基づく、犯罪被害者等給付金（以下「被害給付金」という。）の支給に係る犯罪（以下「給付対象事件」という。）が発生した場所である。

被害給付金は、人の生命又は身体を害する犯罪行為により死亡、重傷病等重大な被害を受けた被害者の遺族又は被害者本人（以下「被害者等」という。）に支給されるものであり、犯罪被害者等給付金に関する事務取扱規程（昭和55年2月24日神奈川県警察本部訓令第1号）の規定により、実施機関は、神奈川県警察本部長が被害者等から受理した被害給付金の支給に係る裁定申請に基づき作成した裁定案の提出を受け、支給に関する裁定を行っている。

重大犯罪である給付対象事件の発生は、社会的反響が大きく、報道機関等による報道の頻度も高いため、新聞等により被害者等の氏名が公表され、一般に周知される場合が多い。したがって、給付対象事件の発生場所を公開すると、公安委員会会議録に記載されている発生年月及び事件名と過去の新聞記事等の情報を照合することにより、被害者等が特定され得るとともに、被害者等が被害給付金支給に係る裁定申請を行ったことが明らかとなる。よって、本件非公開情報は、被害者等が識別され、又は識別され得るとともに、公開することにより、被害者等の権利利益を害するおそれがあることから、条例第5条第1号本文に該当する。

###### イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

条例第5条第1号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当する情報は公開すると規定しているが、本件非公開情報は、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「公務員等の職及び当該職務遂行の内容に

係る情報、又は人の生命、身体等を保護するため公開することが必要であると認められる情報」には該当しないため、同号ただし書アからエまでには該当しない。

(2) 本件請求の対象となる文書の特定について

実施機関は、神奈川県公安委員会行政文書管理規則以下「行政文書管理規則」という。)に基づき実施機関が保管している行政文書を全て検索し、本件公安委員会会議録、本件協議結果及び本件ホームページ掲載内容を本件請求の対象となる文書として特定しており、これ以外に本件請求の対象となる文書は存在しない。

5 審査会の判断理由

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができる」と規定している。

そこで、本件処分において条例第5条第1号該当とされた本件非公開情報の同号本文該当性について、以下、検討する。

当審査会が確認したところ、本件非公開情報は、本件公安委員会会議録に記載された被害給付金支給法に基づく、被害給付金の支給に係る給付対象事件が発生した場所である。

被害給付金支給法が規定する被害給付金の支給対象者は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った者であり、その給付対象事件は、報道機関等により被害者等の氏名が報道される場合が多いものと認められる。

本件非公開情報を公開すると、給付対象事件の発生場所が明らかとなり、本件行政文書で公開している発生年月及び事件名と合わせて、新聞記事等と照合すれば被害者等が特定され得る情報であると認められる。

また、仮に新聞記事等と照合することにより、被害者等が特定できないと

しても、被害者等が被害給付金を申請したことに関する情報は、個人の秘密、個人の私生活その他の他人に知られたくない個人に関する情報であり、個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められる。

よって、本件非公開情報は、同号本文に該当すると判断する。

なお、審査請求人は、実施機関において、本件非公開情報に係る事件につき、実際に、被害者等の氏名が広く報道されていることを証明できなければ、同号に該当しないとして開示すべきである旨主張するが、仮に、審査請求人が主張するように、実施機関が被害者等の氏名が報道されていることを示してしまえば、本件非公開情報に係る事件が具体的に明らかになり、被害者等が特定される可能性があることから、かかる審査請求人の主張は採用することはできない。

#### イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

もっとも、条例第5条第1号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまで、すなわち「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報（同号ただし書ア）」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（同号ただし書イ）」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報（同号ただし書ウ）」、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報（同号ただし書エ）」に該当する情報については、同号本文に該当するものであっても、公開すべき旨を規定している。

そこで、これを本件について見ると、本件非公開情報は、実施機関に対し、被害者等が被害給付金の支給に係る裁定申請をした給付対象事件の発生場所であることにかんがみれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

#### (2) 本件請求の対象となる文書の特定について

審査請求人は、文書の検索が不十分であるか、又は、適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法であり、実施機関が、文書の再検索を行っておらず不当である旨主張しているが、いかなる根拠をもってかかる主張をしているかが明らかにされていない。

他方、実施機関は本件請求を受け、行政文書管理規則に基づき保管している行政文書を全て検索し、本件行政文書以外に本件請求の対象となる文書は存在しないと説明している。

これらの事情を踏まえると、本件請求の対象となる文書を保有していないとする実施機関の説明は、特段不自然・不合理とは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

### (3) その他

審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきこと、また、条例第15条の規定に基づき定められた行政文書の写し等の交付に要する費用が条例第1条等に反する旨を主張しているため、以下、この点について検討する。

神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。

これを踏まえると、審査請求人の主張は、行政文書の写し等の具体的交付方法やその費用負担の定めに関するものであることから、当審査会は、審査請求人のいずれの主張についても調査審議する立場にない。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成29年4月4日	○ 諮問
4月28日 (第163回部会)	○ 審議
5月23日 (第164回部会)	○ 審議
6月28日 (第165回部会)	○ 審議



神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
入 江 直 子	元 神 奈 川 大 学 教 授	
金 子 正 史	元同志社大学大学院教授	会 長
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	部 会 員
交 告 尚 史	法 政 大 学 大 学 院 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

(平成 29 年 7 月 12 日現在) (五十音順)